

本集市手話言語条例（案）に対する意見内容及び市の考え方について

1 実施期間 令和6年12月27日（金）～令和7年1月27日（月）

2 提出された意見 4名 延べ 8件

No.	分類	意見概要	市の考え方
1	全体	今回の手話言語条例の制定は、時期尚早だと思う。今制定・施行されても「机上の空論・絵に描いた餅」となり、条例の内容を進めていくには、かなり不明瞭で具体性に欠けている。 もうすこし時間をかけて現状を把握し、理解することにより具体的な方向性を検討してから制定してほしい。	条例（案）の検討にあたり、検討会議を開催し、聴覚障がい者やその他関係団体の方々から意見を伺いました。開催回数は限られていましたが、現状の課題やニーズについて貴重なご意見をいただいたものと考えております。本条例（案）は、手話の普及や手話言語への理解の促進のための第一歩として位置づけており、今後の施策の中で、さらに市民の皆様のご意見を伺いながら、具体的な施策の方向性や内容をより実効的なものにしてまいります。
2	全体	内容が理想というか当然目指すべきもので、条例とはこういう書き方だと言われればそれで仕方ない。そもそも今回の件について、関心をもち真剣に考える人がどれくらいいるのか疑問だ。私は手話を勉強中の身なので意見を提出したが、そうでない人は完全に他人事だと考えていると思う。ろう者当事者にしても協会に加入している人はごく僅かであるため、誰のための条例かを考え、取り組むべきものを決めるために、初めにろう者の意見をもれなく聞くことが必要だ。	ご意見のとおり、当事者や関係者の方々からご意見を伺うことは大切であると認識しております。今後の施策を進めていく際には、必要に応じ当事者や関係者の方々のご意見を伺いながら進めてまいります。
3	第5条 市民等の 役割	第5条第2項について、「ろう者」の後に「及び手話言語による意思疎通の支援を行う者（意思疎通支援者）」は、手話言語に関する市の施策に協力するとともに」を追加してほしい。	条例（案）においては、地域社会における基本的な役割として市、市民、ろう者、事業者を4つの柱とし、それぞれが果たすべき役割を簡潔で分かりやすく示すことを重視しました。意思疎通支援者も、手話を通じたコミュニケーションを支える重要な存在であると認識しております。しかし、条例（案）では、基本的な枠組みを示すことを目的としているため、意思疎通支援者についての明記はせず、今後の施策の中で意思疎通支援者も積極的に手話言語の普及に参加できるように検討してまいります。
4	第6条 施策の 策定及び 推進	第6条について、「手話を広める」「ろう者とのコミュニケーションの壁を下げる」ことを狙いとするなら、資格の有無に関わらず、手話を理解している人から情報を得る機会や場所を提供することがとても大切である。	ご意見のとおり、資格の有無に関わらず、手話を理解している方が活躍できる環境を整えることは手話の普及にとって非常に重要な取り組みです。今後の施策の中で、適切な知識や能力を持つ方が活躍できる仕組みや体制について検討を進めてまいります。

No.	分類	意見概要	市の考え方
5	第6条 施策の 策定及び 推進	第6条について、「乳幼児期におけるろう児の早期 発見及び療育、並びにろう児の保護者のための施 策」、「ろう者の高齢化に対応するための施策」を 入れてほしい。	ろう児と保護者及びろう者の高齢化に対する支援は 重要な課題として認識しており、特にろう児の早期 発見と療育支援は発達の段階で非常に大切な要素で あると考えます。また、保護者の抱える悩みや不安 に適切な情報提供やサポートをすることが必要で す。ろう者の高齢化に対しては、手話を用いた生活 支援や福祉サービスを行うことが必要であると認識 しています。条例（案）においては、主に手話言語 の普及促進を目的としており、個別の支援策につい ての具体的記載は行いませんが、ろう児やろう者へ の支援施策に関して、関係機関と連携しながら適切 な支援策を検討してまいります。
6	その他 （必要と 思う取組 など）	初心者向けの講座をぜひ開催してほしい。小中学生 対象の講座、高校生から一般向けの講座など、3～ 5回くらいで挨拶や自己紹介ができるくらいの内容 で、興味を持てるような楽しい講座にしてもらいた い。また、市の職員が積極的に学ぶことができる機 会を作ってもらいたい。	初心者向け講座や、小中学生、高校生が楽しく学べ る講座の開催は、次世代の手話普及に大きく貢献す るものであると考えます。また、市職員が手話を学 ぶ機会の提供も市民との円滑なコミュニケーション を図る上で重要です。いただいたご意見を参考に し、幅広い世代が手話を学べる場の検討を進めてま いります。
7	その他 （必要と 思う取組 など）	本巣市には手話奉仕員登録制度があり、既に20名 以上の方が登録されている。しかし、この制度は今 まで一度も活動したことがないと認識している。健 聴者（市民）への手話の普及には、ろう者だけでは なくこの登録者も活動し、貢献できるように、検討 してほしい。	ご指摘のとおり、意思疎通支援事業で派遣される手 話通訳者等は、現状手話通訳士や手話通訳者であ り、手話奉仕員としての活動は十分な状況ではあり ません。今後は、手話奉仕員の皆さまが活動しやす く、手話の普及や聴覚障がい者の支援にさらに貢献 いただけるような施策を検討してまいります。ま た、奉仕員の方がその後受講可能な講座を経て通訳 者として広く派遣活動などを行う道もございます。 本市としては、手話通訳者を目指していただき、さ らなる活躍を期待しています。
8	その他 （必要と 思う取組 など）	松江市で条例が制定されたため、是非取組の参考と してほしい。市からもっと手話に対して、積極的に 市民がふれることができる機会を作してほしい。継 続して手話に触れることができるように、子供たち から学生、社会人、高齢者それぞれに合った取組を 具体的に決めてほしい。	継続して手話に触れる機会を提供することは、手話 の普及に重要な役割を果たすと考えます。現在は手 話奉仕員養成講座や手話教室を実施しております が、今後はこれらの講座をさらに周知したり、新た な講座を実施するなど検討してまいります。